

小笠原諸島世界自然遺産候補地地域連絡会議の公開について (案)

1. 会議の公開について

会議は原則として公開とする。

ただし、特段の理由のある場合、事務局長の判断により制限すること、または、非公開とすることが出来る。

また、議場内での録音、録画、写真撮影については、事務局による他は、事務局長の許可を必要とするものとする。

2. 配付資料の公開について

(1) 会議における配付資料は会議終了後原則として公開するものとする。

(2) 以下の資料は「内部資料」である旨明記し、非公開とすることが出来る。

- ・希少野生動植物種の生息に関する情報や非公開を前提に収集した情報等が記載されている資料
- ・本会議において検討中の案文や関係者と調整中の資料等、公開することによって公正かつ中立な審議に著しい支障をおよぼすおそれがある資料
- ・特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれのある資料
- ・個人情報その他、非公開とすべき特段の理由のある資料

3. 議事の概要の公開について

検討会終了後、事務局は検討会の議事の概要を作成し、これを公開するものとする。